

第10

年金にかかる税金

老齢厚生年金などの公的年金は、所得税法上「雑所得」として、年金の支払いの際に所得税および復興特別所得税が源泉徴収されることになっています。

なお、遺族厚生年金や障害厚生年金などの年金には所得税は課税されません。

1. 所得税の源泉徴収について

(1) 源泉徴収の際の所得控除

その年中に連合会から受ける老齢厚生年金等の支給額が源泉徴収の対象となる年金額（の見込み）のとき、連合会の年金の支給額から所得控除（配偶者控除、扶養控除などの人的控除）を受けることを希望する場合は、年金の決定を受けようとする時に「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（以下「扶養親族等申告書」といいます。）」を連合会に提出してください。

ただし、扶養親族等申告書の提出の有無にかかわらず、基礎的控除は適用になります。

年金決定後は、源泉徴収の対象となる方へ、毎年10月上旬に連合会より「扶養親族等申告書」をお送りします。「扶養親族等申告書」を連合会に提出する場合の提出期限は、10月末日です。

(2) 源泉徴収の対象となる年金額

源泉徴収の対象となるのは、その年中に受ける年金の支給額が、65歳未満の方については108万円以上、65歳以上の方については158万円（老齢基礎年金の受給対象である方は80万円）以上のときです。

2. 源泉徴収税額の計算について

各定期支給期月の源泉徴収税額は、次の計算式により求めます。

(1) 「扶養親族等申告書」を提出した方の場合

◎ 源泉徴収税額の計算

$$\text{源泉徴収税額} = (\text{2か月分の支給額} - \text{1か月分の控除額} \times 2) \times 5\%$$

※控除額の計算

$$\text{控除額} = \text{基礎的控除額 (月額)} + \text{人的控除額 (月額)}$$

- (注) 1. 日本年金機構から老齢基礎年金を受ける権利があるときは、基礎的控除額と人的控除額の合計額から47,500円が減額されます。
 2. 算出した支給額または算出した税額に1円未満の端数があるときは、端数は切り捨てます。
 3. 算出した控除額に1円未満の端数があるときは、端数は切り上げます。

●基礎的控除額 (月額)

次の受給権者の区分に応じた控除額となります。

受給権者の区分	基礎的控除額
65歳未満の方	老齢厚生年金の支給額の月割額 $\times \frac{25}{100} + 65,000$ 円 (計算した金額が90,000円未満のときは90,000円)
65歳以上の方	老齢厚生年金の支給額の月割額 $\times \frac{25}{100} + 65,000$ 円 (計算した金額が135,000円未満のときは135,000円)

(注) 「月割額」は、年金額を12で除して得た額で、その額が4の整数倍でないときは、4の整数倍に切り上げます。

●人的控除額 (月額)

次の①～⑤欄により求めた金額の合計額となります。

区 分	内 容	人的控除額
受給権者本人 にかかるもの	① 障害者	22,500円
	特別障害者	35,000円
控除対象配偶者 および扶養親族に かかるもの	② 寡婦	22,500円
	ひとり親	30,000円
	③ 控除対象配偶者	32,500円
	老人控除対象配偶者 (70歳以上)	40,000円
	④ 控除対象扶養親族 (16歳以上)	1人につき 32,500円
特定扶養親族 (19歳以上23歳未満)	〃 52,500円	
老人扶養親族 (70歳以上)	〃 40,000円	
⑤	③、④および扶養親族が障害者	1人につき 22,500円
	〃 特別障害者	〃 35,000円
	〃 同居特別障害者	〃 62,500円

- (注) 1. 「障害者」とは、身体障害者手帳などの交付を受けている方をいいます。
 2. 「特別障害者」とは、障害者のうち、心身に重度の障害がある方をいいます。
 3. 「同居特別障害者」とは、特別障害者のうち、受給権者と常に同居している方をいいます。

(16歳未満の扶養親族の者について)

所得税法の改正により、平成23年分から16歳未満の扶養親族の者に対する扶養控除は廃止となりました。ただし、その扶養親族の者が障害の状態にあるとき、障害の程度と受給権者との同居の有無に応じて、障害者・特別障害者および同居特別障害者の控除を受けることができます。

(2) 平成25年から令和19年までの各年分の年金については、「復興特別所得税」として、前記(1)により算出した所得税とあわせて、次の式により算出された税額が源泉徴収されます。

$$\text{復興特別所得税} = \text{年金から源泉徴収される所得税額} \times 2.1\%$$

3. 源泉徴収税額の計算例

〈例1〉 年金額 1,785,576 円 (定期支給期月の支給額 297,596 円)

本人が66歳で、控除対象配偶者あり

「扶養親族等申告書」の提出あり

○各定期支給期月の源泉徴収税額の計算

支給額	-	控除額(注)	×	税率	=	源泉徴収税額
(297,596円)		(240,000円)		5.105%		2,940円
⋮		⋮				

$$(1,785,576 \text{円} \times \frac{2}{12} \text{か月}) (120,000 \text{円} \times 2 \text{か月})$$

○支払金額の計算 $297,596 \text{円} - 2,940 \text{円} = 294,656 \text{円}$

(注) 控除額の計算 (月額)

基礎的控除額	人的控除額
$(148,798 \text{円} \times \frac{25}{100} + 65,000 \text{円})$	$32,500 \text{円}$
月割額の25%	配偶者控除

$$= 167,500 \text{円}$$

※ () 内の計算金額が135,000円未満の場合は135,000円

$$167,500 \text{円} - 47,500 \text{円} = 120,000 \text{円}$$

※ 65歳以上で、老齢基礎年金を受ける権利があるときは、基礎的控除額と人的控除額の合計額から47,500円が調整(減額)されます。

※ 支給額とは、厚生年金(報酬比例額)と共済年金(経過的職域加算額)を合わせたものです。

4. 確定申告について

老齢厚生年金などの公的年金は、所得税法上「雑所得」として、年金支給の際に所得税の源泉徴収を行いますが、給与所得のように「年末調整」による税額の精算を行いません。

老齢厚生年金のほかに給与所得等がある場合には、年金と給与所得等からのそれぞれの徴収税額を合算した「合計税額」と、年金と給与所得等を合算した所得の総額に対する「年税額」との過不足額を確定申告で精算することになります。

また、その年の所得が年金だけの場合でも、雑損控除、医療費控除、生命保険料控除、損害保険料控除、住宅取得等特別控除などを受けられるときは、確定申告で精算することになります。

なお、公的年金等の収入金額（年金額）の合計が400万円以下で、かつ、公的年金以外の所得金額が20万円以下である場合は、確定申告は原則として不要になりましたが、市区町村への住民税の申告が必要です。

